

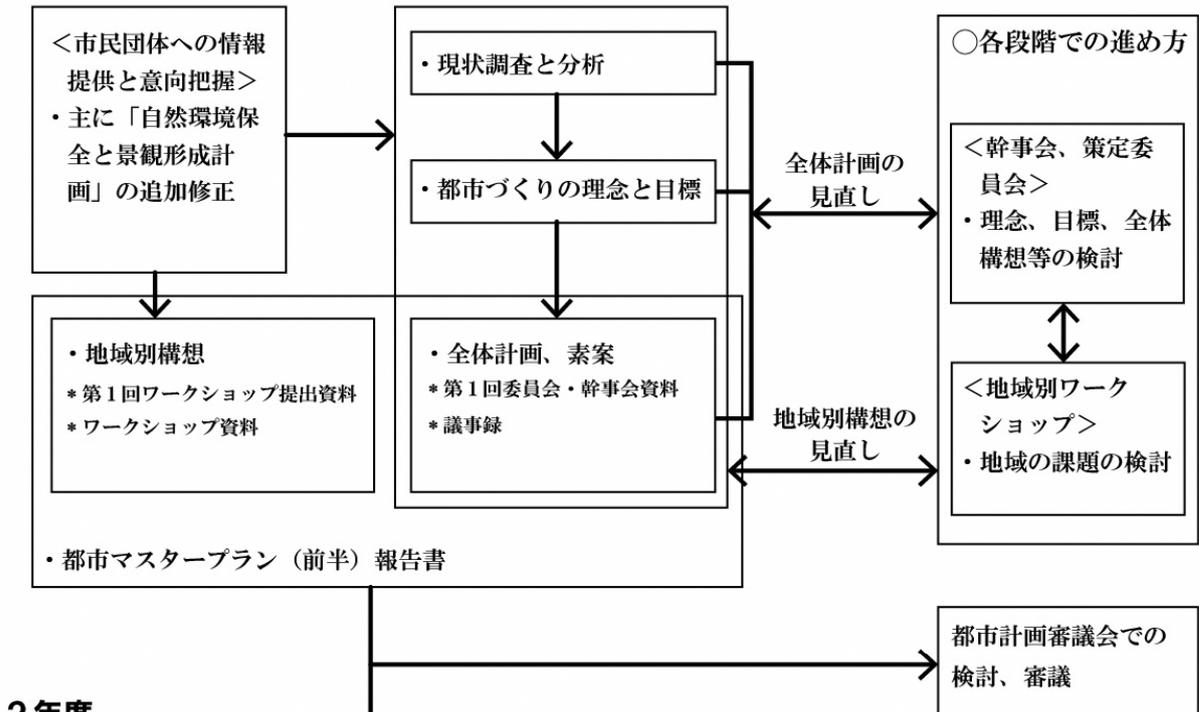
Ⅶ.都市マスタープラン 策定に関する資料

VII. 都市マスタープラン策定に関する資料

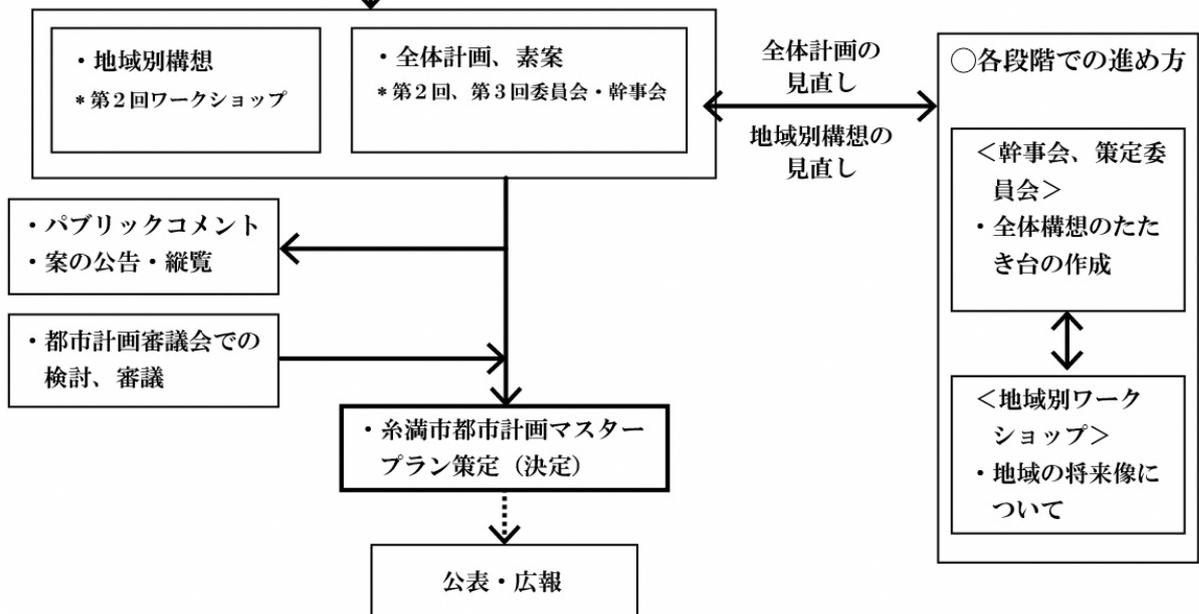
1. 都市マスタープラン策定フロー

都市マスタープランの策定フローを以下に示します。

1年度



2年度



2.策定の経緯

都市マスタープランの策定の経緯を以下に示します。

平成 28 年度	
平成 28 年 7 月	糸満市都市マスタープラン改定手続き検討開始
平成 28 年 9 月～平成 29 年 3 月	各課ヒアリング、意見照会、協議の実施
平成 29 年 2 月 21 日～3 月 2 日	第 1 回地区別ワークショップ
平成 29 年度	
平成 29 年 4 月 26 日	第 1 回改定検討幹事会
平成 29 年 7 月 12 日	第 1 回策定委員会
平成 29 年 8 月 14 日	都市計画審議会 中間報告及び意見聴取
平成 29 年 10 月 16 日～30 日	第 2 回地区別ワークショップ
平成 29 年 11 月 8 日	第 2 回改定検討幹事会
平成 29 年 11 月 27 日	第 2 回策定委員会
平成 29 年 12 月 20 日～平成 30 年 1 月 24 日	パブリックコメントの実施
平成 30 年 2 月 8 日	第 3 回改定検討幹事会
平成 30 年 2 月 26 日	第 3 回策定委員会
平成 30 年度	
平成 30 年 8 月 16 日	都市計画審議会へ諮問

3.各種審議会等委員名簿

各種審議会等の委員名簿を以下に示します。

(1)糸満市都市計画審議会名簿(敬称略)

氏名	所属・役職	備考
金城 淳	金秀建設(株)専務取締役	会長
阿波根 庸夫	沖縄県土木建築部北部土木事務所道路整備班長	副会長
玉城 辰彦	沖縄弁護士会(ていだ法律事務所)	
久保田 秀樹	沖縄県建築士会まちづくり委員会 委員長(樹設計工房)	
大城 通	糸満市建築設計協会会長(ていーだ建築設計室合同会社)	
西平 賀雄	糸満市市議会議員経済建設委員会委員長	
玉城 春一	糸満市商工会会長	
屋嘉比 康人	糸満市区長会会長	
玉城 一春	糸満市シルバー人材理事長	
伊敷 康子	糸満市赤十字奉仕団委員長	
金城 志満子	行政相談員元糸満市がじゅまる児童センター館長	
砂川 金次郎	元糸満市議会議員	

(2)糸満市都市マスタープラン策定委員会名簿(敬称略)

氏名	所属・役職	備考
堤 純一郎	琉球大学工学部環境建設工学科教授	委員長
金城 靖	糸満市副市長	副委員長
金城 淳	金秀建設(株)専務取締役	
崎山 正美	風水舎代表(糸満市樹種検討委員長)	
金城 好子	糸満市女性団体連絡協議会会長	
長嶺 雄太	糸満市青年団協議会会長	
金城 ますみ	糸満市PTA連合会会長	
上原 一志	糸満市商工会事務局長	
仲吉 正弘	糸満市総務部長	
上原 仁	糸満市企画開発部長	
阿波根 庸伸	糸満市市民健康部長	
山城 安子	糸満市福祉部長	
徳元 弘明	糸満市経済観光部長	
徳里 仁	糸満市建設部長	
金城 芳充	糸満市水道部長	
湖城 清	糸満市教育委員会総務部長	

(3)糸満市都市マスタープラン改定検討幹事会名簿(敬称略)

氏名	所属・役職	備考
玉城 孝	建設部都市計画課長	幹事長
金城 秀	総務部総務課長	
上原 和隆	企画開発部政策推進課長	
上原 秀樹	市民健康部市民生活環境課長	
平田 徳明	福祉部社会福祉課長	
金城 満	福祉部児童家庭課長	
稲嶺 盛一郎	福祉部介護長寿課長	
兼城 浩康	経済観光部農政課長	
新垣 悟	経済観光部農村整備課長	
新垣 行則	経済観光部商工観光課長	
前田 淳	経済観光部海人課長	
大城 拓	建設部建設課長	
大城 博	水道部工務課長	
福元 信美	教育委員会総務部総務課長	

(4)地区別ワークショップ参加人数

【第1回】

開催日時	地区	参加者
平成29年2月20日(月)	潮平地区	10名
平成29年2月21日(火)	西崎・西川地区	13名
平成29年2月22日(水)	糸満地区	15名
平成29年2月23日(木)	高嶺地区	12名
平成29年2月27日(月)	兼城地区	6名
平成29年2月28日(火)	喜屋武地区	5名
平成29年3月1日(火)	米須地区	19名
平成29年3月2日(木)	真壁地区	22名

【第2回】

開催日時	地区	参加者
平成29年10月16日(月)	兼城地区	12名
平成29年10月17日(火)	喜屋武地区	5名
平成29年10月18日(水)	米須地区	19名
平成29年10月20日(金)	真壁地区	14名
平成29年10月23日(月)	西崎・西川地区	12名
平成29年10月24日(火)	潮平地区	14名
平成29年10月25日(水)	糸満地区	14名
平成29年10月30日(月)	高嶺地区	12名

(5)事務局名簿

【平成28年度】

所属	役職	氏名
建設部都市計画課	参事兼課長	徳元 弘明
〃	主幹兼係長	賀数 康広
〃	担当職員	米城 万里
〃	〃	當山 雅則

【平成29年度】

所属	役職	氏名
建設部都市計画課	課 長	玉城 孝
〃	主幹兼係長	賀数 康広
〃	担当職員	金城 慧

【平成30年度】

所属	役職	氏名
建設部都市計画課	課 長	賀数 康広
〃	係 長	下門 利広
〃	担当職員	金城 慧

4.用語集

あ行

一時避難場所	大規模火災や地震などの災害が発生した場合に、広域避難場所や指定された避難所（小・中学校や公民館などの公共施設や、要援護者の場合は福祉施設）に集団で避難するために、地区の住民などが一時的に集まる比較的小規模なスペースの避難場所を言う。
インフラ	インフラは「産業や社会生活の基盤」を意味する言葉で、「インフラストラクチャー（infrastructure）」の略語。産業活動や社会生活を行うための土台となる施設が「インフラ」で、具体的には「道路」、「上下水道」、「電力網」、「通信施設」などの他、「教育施設」や「医療施設」などを含める場合もある。
運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
エコトーン	生態学において、陸域と水域、森林と草原など、異なる環境が連続的に推移して接している場所。一般に、生物の多様性が高いことで知られる。
汚水	一般家庭や事業所、工場から排出される汚濁した水。下水道内を流れる水を雨水と区別する際などに用いられる言葉である。汚水は生活雑排水とほぼ同義だが、厳密には汚水はし尿を含む排水であり、生活雑排水は台所や風呂などから出るし尿を含まない排水という区別をすることが一般的である。
オープンスペース	公園・緑地・河川・広場・農地など建物によって覆われていない空間、またはその土地。

か行

海蝕崖地形	海岸に迫る陸地の突出部が波の激しい浸食によって切立った崖になる。海に面したこの種の地形の総称。岩石に硬軟があれば奇形が得意やすい。海食崖は海岸地域の景勝地の一要素となる。
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で、1か所あたり面積0.25haを標準として配置する。過去に児童公園と呼んでいた公園がこれにあたる。
開発行為	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

か行（続き）

海洋性レクリエーション	海水浴をはじめとして、ボートینگ、クルージング、フィッシング、ダイビング、水上スキー等舟艇を利用した各種の行動的レクリエーションの総称。
下水道	主に市街地において下水を処理する施設。排水管、排水渠その他の排水施設、処理施設及びポンプ施設等の保管施設の総体。集落排水施設や合併処理浄化槽等の生活排水事業と連携し、地域にあった処理方式により整備が進められる。
広域公園	主として1つの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園。地方生活圈など広域的なブロック内の容易に利用可能な場所に、ブロック単位ごとに1か所程度、面積50ha以上を標準として配置する。
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水（台所等の排水）をあわせて処理する浄化槽のこと。公共下水道のような集合処理方式とは異なり、個別の汚水を処理する方法。
幹線道路	全国、地域または都市内において、骨格的な道路網を形成する道路。通過交通の割合が高く、重交通、広幅員、高規格の道路であることが多い。
基幹公園	一地域に居住する住民の利用に供する都市公園。総合公園・運動公園など。
既成市街地	都市において、既に道路等の都市施設が整備され、建物が面的に連続して一定密度以上に存在する等により、市街地が形成されている地域のこと。
既存ストック	既に整備された社会インフラのなかで、経済社会の変化に伴い、必ずしも効率的に利用されていないものの総称。財政制約に直面している我が国では、社会インフラを新規整備する際にはこれまで以上に効率的・効果的に進めていくことが求められており、これらの既存ストックの使い方を見直すことで、追加的なコストをかけずに従来以上に利用者の便益を増大させていくための工夫をこらすことが求められている。
協働	市民や事業者、行政がそれぞれお互いの立場を認め合い、尊重し合いながら、対等の立場で共通の目標に向かい、協力・連携すること。
狭あい道路	幅員4メートル未満の道路で、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされるもの又はこれに準ずるものとして特定行政庁に指定されたものをいう。
近自然工法	近代的な工法と自然材料を組み合わせる護岸等を構成する工法。根固めや隠し護岸に十分な強度を持つコンクリートブロック等を用い、生物が直に接する部分は自然石等の自然材料を用いて護岸を構成する工法など。

か行（続き）

近隣公園	都市公園のうち、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
グリーン・ツーリズム	みどり豊かな農村漁村地域において農漁業体験や生活体験を行うことによって、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
広域都市計画区域	複数の市町村でひとつの都市計画区域を構成している区域。平成28年4月現在、県内7都市計画区域のうち、那覇市を中心とする那覇広域都市計画区域（11市町村）、沖縄市を中心とする中部広域都市計画区域（5市町村）が広域都市計画区域である。
広域避難場所	地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときに避難する場所。一時避難場所が危険になった際に、集団で避難する。
交通結節点	異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設のこと。移動の一連の動きの中のひとつの重要な要素であり、「つなぐ空間」と「たまる空間」としての役割を有している。交通結節点の具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道などが挙げられる。
交通弱者	自動車中心の社会において、年少者、要介護者、一部の高齢者や障がい者など、自分で運転することができず、自家用の交通手段がないため公共交通機関に頼らざるを得ない人。とくに公共交通機関が整備されていないため、買い物など日常的な移動にも不自由を強いられている人をさす。
国勢調査	全国都道府県及び市町村の人口等明らかにし、各種施策の企画・立案のための基礎資料を得ることを目的に、国内全居住者を対象に、総務省統計局が5年ごとに行う調査。

さ行

再開発	現代の市民生活に不適となった既成の都市域を改造し、新しい計画によって生活環境を整備すること。
産業フレーム	将来における人口や世帯の状況、産業や土地利用の状況など、計画的なまちづくりを進めるための将来の都市の規模を想定した基本的な指標となるもので、産業フレームは農業、工業、商業等の産業について設定された指標。

さ行（続き）

市町村の都市計画に関する基本的な方針（マスタープラン）	市町村が創意工夫のもと、住民意見を反映させ将来ビジョンを確立し、地域ごとの将来像など、都市計画法第18条の2に基づき定める方針。市町村が定める都市計画は、この方針に即しなければならない。
上位関連計画	個別の計画の上位に位置し、より大きな視点で基本方針を定めている計画。
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域、及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域。
市街地	人家や商店・ビルなどが立ち並び、農地や自然のままの林・草原などが見られなくなった地域。
社人研	国立社会保障・人口問題研究所の略。継続する少子・高齢化や経済成長の鈍化により、人口と社会保障との関連は以前に比べて密接となり、両者の相互関係を総合的に解明することが必要となってきたこと、また時代に応じた厚生科学研究の体制を整備するため、厚生省試験研究機関の再編成を検討すると同時に、特殊法人の整理合理化という社会的要請を受けて、平成8年（1996年）12月、厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合により、国立社会保障・人口問題研究所が設立された。
出生率	一定期間の出生数の、人口に対する割合。一般に、人口1,000人当たりの1年間の出生児数の割合をいう。
主要幹線道路	主として、地方生活圈及び主要な都市圏域の骨格を構成し、かつ地方生活圈相互を連絡する道路。交通量が多く、延長が長い道路をいう。地方部では指定都市高速道路、一般国道、主要地方道が該当する。
純移動率	ある期間における年平均人口に対する年平均移動数の比率として計算される。年間純移動率と年間総移動率は、純移動量や総移動量に関する適切な情報を用いて同様に計算される。移動効果指数あるいは効果指数は、流入量と流出量の合計値に対する純移動量の比率である。
商業販売額	卸売業または小売業の商業で売り買いされた物品の販売額。

さ行（続き）

将来フレーム	将来における人口や世帯の状況、産業や土地利用の状況など、計画的なまちづくりを進めるための将来の都市の規模を想定した基本的な指標となるもの。
新交通システム	既存の交通手段では解決できないような交通需要に対応するために新しく開発された交通手段、運行サービスの総称。（リニアモーターカー、モノレール等）
人口フレーム	将来における人口や世帯の状況、産業や土地利用の状況など、計画的なまちづくりを進めるための将来の都市の規模を想定した基本的な指標となるもので、人口フレームは、将来人口の目標値である。
親水性	川や池などの水辺が身近にあり、水に親しむことのできる自然環境。（親水性には「みる」「ふれる」「あそぶ」の3つの側面がある。）
スージ小 （すーじぐわー）	沖縄の方言で「路地、脇道」のこと。
生活道路	その地域に生活する人が、住宅などから主要な道路に出るまでに利用する道。
総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
ソーシャルキャピタル	社会・地域における人々の信頼関係や結びつきを表す概念。抽象的な概念で、定義もさまざまだが、ソーシャルキャピタルが蓄積された社会では、相互の信頼や協力が得られるため、他人への警戒が少なく、治安・経済・教育・健康・幸福感などに良い影響があり、社会の効率性が高まるとされる。直訳すると社会資本だが、インフラを意味する「社会資本」とは異なる。

た行

耐震	建築物の地震に対する安全性を確保すること。大規模な地震発生時における建築物の倒壊・崩壊を防ぎ、利用者の安全を確保する。
地域制緑地	一定の土地の区域に対して、法律等でその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地。
地区計画	都市計画法の制度で、住民の意見を反映させて地区単位でつくる、地区独自のまちづくりのルールとなる計画。

た行（続き）

地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1 kmの範囲内で1箇所あたり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
中水道システム	洗面・厨房からの雑排水を再生利用するシステム。
沈砂池	流速を緩めて下水中の土砂などを沈殿させるための池をいい、通常、ポンプ施設の前に設けるものをいう。
低未利用内地	本来・建築物などが建てられその土地にふさわしい利用がなされるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされていない場合、これを一般に低未利用内地と呼ぶ。
都市機能	都市において活動する主体（住民・生活者、企業・事業者、行政体など）の多様なニーズに対応する機能。
都市計画	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、『土地利用』、『都市施設』、及び『市街地開発事業』に関する計画を総合的・一体的に定める計画。
都市計画区域	『一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域』として都道府県が指定する区域。
都市計画区域の整備、開発及び保存の方針	都市計画法第6条の2に基づき策定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針。一般的に「都市計画区域マスタープラン」という。沖縄県が定める最上位の都市計画である。本計画においては「那覇広域都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」がそれにあたる。
都市計画区域マスタープラン	都道府県が都市計画区域単位に定めるもので、都市計画の目標、区域区分（市街化区域と市街化調整区域との区分）の決定の有無及び定めるときはその方針、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業（土地区画整理事業など）に関する主要な都市計画の決定の方針を定めている。
都市計画基礎調査	都市計画法第6条に基づく都市計画に関する基礎調査。都市計画法に基づき、概ね5年ごとに人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などについて、現況及び将来の見通しを調査するもの。

た行（続き）

都市計画決定	都市計画には、地域地区、都市施設、市街地開発事業などさまざまなものがあるが、そのいずれもが地域の土地利用や地域の発展に大きな影響を及ぼすので、都市計画を決定するにあたっては詳細な手続きが法定されている。 都市計画決定とは、狭い意味では、「都市計画の告示」（都市計画法第20条第1項）により、都市計画が正式に効力を発生することを指す。 また広い意味では、都市計画決定とは、「都市計画の案の作成」から「都市計画の告示」に至るまでの決定手続全体を指す。
都市計画道路	都市計画区域内の国道や県道・市道のうち、主要な道路として、将来、整備が必要な道路の形や幅を都市計画道路としてあらかじめ決められたもの。
都市公園	都市公園法に基づき、地方公共団体又は国が設置する公園。なお、都市公園は必ずしも都市計画決定された都市計画公園とは限らない。
都市構造	都市を形成する上で骨格となる交通体系、土地利用、自然環境などの全体的な構成。
都市施設	道路、公園、下水道など、円滑な都市活動を支え、良好な都市環境を確保する上で必要な都市計画決定された施設。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内において、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために、土地の区画形質の変更や道路、公園、広場などの公共施設の新設又は変更を図る事業。

な行

ニーズ	要求。需要。
農業振興地域	『農業振興地域の整備に関する法律』に基づき、農業の健全な発展及び国土資源の合理的利用の見地から、一体的として農業の振興を図ることが相当と認められる地域で、都道府県知事が指定する地域。
農業集落排水事業	農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備により、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図る。また、処理水の農業用水への再利用や汚泥の農地還元を行うことにより、農業の特質を生かした環境への付加の少ない循環型社会の構築に貢献すること。

な行（続き）

農用地区域 農業振興地域内の土地で、農業生産に利用される土地の区域。農業振興地域の指定を受けた市町村が作成する農業振興地域整備基本計画で定められ、農業以外の土地利用は厳しく制限される。

ノーマライゼーション 障害を持っている人も、家庭や地域と一緒に生活ができるようにする社会づくりのこと。

は行

パークアンドライド 最終目的地まで自動車で行くのではなく、一旦、駅やバスターミナル等の周辺に整備された駐車場に自動車を駐車（パーク）し、そこから鉄道、バス等の公共交通機関に乗り換える（ライド）移動方式。都市中心部の道路混雑の緩和と環境負荷の低減、公共交通機関の利用増進に寄与する。

バリアフリー 社会生活における物理的・制度的な障害・障壁を取り除き、高齢者や障がい者にも使いやすいような状態。

ビオトープ 動物や植物が恒常的に生活できるように造成または復元された小規模な生息空間。公園の造成・河川の整備などに取り入れられる。

フィーダー交通 幹線（鉄軌道等）と接続して支線の役割をもって運行されるLRTや基幹バス（BRT）、路線バス等をいう。

法第34条第11号及び第12号緩和区域 法第34条第11号は、「市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であって、都道府県の条例で指定した土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物の用途が条例の規定に適合するもの」とされている。一方、同条第12号は「開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの。」とされている。

ポケットパーク 「ベストポケットパーク：vest pocket park」の略で、チョッキのポケットほどの公園という意味である。わずかなスペースを利用して都市環境を改善しようとするものである。最近では、密集した住宅地の中に設けられた小公園をポケットパークということも多い。

補助幹線道路 幹線道路を補完する道路。幹線道路と区画道路を結び、交通を集散させる。

ま行

マリノバージョン構想 マリン・イノベーション、海の革新の造語。わが国の水産業をめぐる諸事情に対し、周辺水域の高度利用により「資源管理型漁業」や「つくり育てる漁業」を推進して水産物の安定供給を図り、また、海洋レジャー等の周辺事業に参画することにより、漁家所得の向上と水産業を核とする地域の活性化を目的として、昭和60年7月に国によって提唱されたものである。

緑の基本計画 まちの緑の将来あるべき姿と、それを実現させる方法を示した計画。市町村が都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関して、総合的かつ計画的に実施するために定めることができる。

や行

遊水池 河道に沿って、あるいは河川の合流点付近の低地部で、出水の際に湛水して、自然に洪水調節の役割を果たすもの。遊水池を人工的に調節して洪水調節の効果を高める場合もあり、また利水も兼ねた多目的利用がはかられているものもある。

ユニバーサルデザイン 年齢、性別、国籍・居住地の違いや、身体障害の有無、能力の如何、国籍などに左右されることなく、できるだけ多くの人が使いやすいように、施設、環境、製品などをデザイン（設計）すること。または、そのデザイン（設計）。

用途地域 都市計画法に基づく地域地区の一種。市街地のそれぞれの地域において好ましい土地利用誘導や環境形成の方針に応じて13種類に分類し、建物の種類や大きさ、高さなどを定める。

ら行

ライフスタイル 生活様式。衣食住に限らず、行動様式や価値観なども含む。

ライフサイクルコスト（LCC） 製品や構造物を取得・使用するために必要な費用の総額。企画・設計から維持・管理・廃棄に至る過程（ライフサイクル）で必要な経費の合計額をいう。

ラウンドアバウト 次の特徴を備えた円形の交差点のこと。①3本以上の道が接続されている交差点の中心に、円形の島がある構造であって、その島の周りを回るように通行する。②交差点内は一方通行であり、逆走ができない。③円形の島の周りを回る環流路に交通優先権があり、環流路に流入する車は一時停止ないしは徐行する。④信号機が無い。

ら行（続き）

リーディング産業	国や地域の経済発展を主導していく中核的な産業のこと。
緑地率	宅地の造成等に係る土地の面積に対する緑地面積の割合のこと。
緑被率	対象となる地域の面積に対して緑被地が占める割合。平面的な緑の量を把握するための指標となり、都市計画などに用いられる。
BRT	Bus Rapid Transitの略。道路上に専用軌道を設け、複数の車両を連結したバスを走らせる交通システム。バス高速輸送システム。
LRT	Light Rail Transitの略。各種交通との連携や低床式車両（LRV）の活用、軌道・停留場の改良による乗降の容易性などの面で優れた特徴がある次世代の交通システムのこと。
MICE	多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。企業等の会議（Meeting）、企業等が行う報奨・研修旅行（Incentive travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、イベント・展示・見本市（Event、Exhibition）の頭文字をとっている。
NPO	Non Profit Organizationの略。民間非営利団体のこと。営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称。
TDM	Transportation Demand Managementの略。自動車の効率的利用や公共交通への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化など、「交通需要の調整」を行うことにより、道路交通混雑を緩和していく取組みをいう。

平成30年度
糸満市都市マスタープラン

発行：平成30年9月

発行者：沖縄県糸満市

事務局：糸満市役所建設部都市計画課

〒901-0392

沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

電話：098-840-8141 FAX:098-992-5408



糸満市